

審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	かながわ国際政策推進懇話会（第12期・第4回）		
開催日時	2016（平成28）年7月27日 水曜日 14：00から16：00		
開催場所	県民センター 第一会議室		
出席委員 会長 副会長	大橋 正明、塩原 良和、坪谷 美欧子、金井 克之、二見 稔、 山内 涼子、倉科 和子、大津 徹、山本 正夫、 山中 悦子、 二文字屋 修、村井 典子（計12名）		
次回開催予定日	1月～2月		
問い合わせ先	所属名 担当者：国際課企画グループ 白庭 電 話 番 号：045-210-3748		
下欄に掲載するもの	議事録要約	要約した理由	会議の決定による
審議経過	<p>1 かながわ国際施策推進指針の改定について</p> <p>2 外国籍県民かながわ会議委員の募集要項について</p> <p>【配付資料】</p> <p>資料1 かながわ国際施策推進指針 -改定素案</p> <p>資料2 第10期外国籍県民かながわ会議委員募集について</p> <p>参考資料 かながわ国際施策推進指針の改定について</p>		

【発言記録】

グローバル戦略担当部長あいさつ

本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。まず始めに、県立津久井やまゆり園で昨日は大変痛ましい事件が発生しました。負傷をされた方には一日も早い回復を祈念し、亡くなられた方には哀悼の意を表明したいと思います。昨日被害に遭われた方は弱者ですが、今回フォーカスを当てている外国籍の方も弱者であると我々は思っています。そうした方々が県内で生き活きと暮らせるような指針にしたいと思っています。また議会からも指摘されていますが、行政だけではなく民間の方にも参考となるような指針にしたいと思っていますので、ご審議の程お願いいたします。

新規就任委員等自己紹介

二見委員あいさつ

初めて参加させていただきます、神奈川県経営者協会の事務局長をしております、二見です。よろしくお願ひします。

1 議題

(1) かながわ国際施策推進指針の改定について

(大橋会長)

部長より弱者というお話がありましたが、バングラデシュでも痛ましい事件が起きました。日本人とイタリア人が犠牲になっていますが、こちらは強者ということで被害にあったとも言えると思います。こういう風に違うと見られていることが、どういう意味を持っているのか、なぜ違う事が危害を加える事の対象になってしまうのか、その意味をきちんと考えるような懇話会にしていきたい。本日の議題は前回に引き続きかながわ国際施策推進指針の改定ということで、まずは事務局から資料について説明をお願いいたします。

(事務局)

まず資料「かながわ国際施策推進指針の改定について」。前回の懇話会で持続可能な開発が国連で採択された事、外国人材の活用については、配慮しながら施策を進めていくべきということ、熊本地震を受けて災害対応については、特出ししても良いのではないかと、そして人権についても皆様からご意見をいただきました。こうしたご意見を踏まえて災害対応については、施策の構成として特出しして骨子案に記載しました。この骨子案を県民・スポーツ常任委員会に諮りましたところ、「多文化共生の地域社会作り」の項目が順番として現行の1番目から3番目に落ちているのはいかがなものか、との意見がありました。また、県の施策だけを並べるのではなく、県民や企業にとっても国際活動を進めるうえでの指針となるべきとのご意見をいただいています。

今後のスケジュールを申し上げますと、今回の懇話会で素案についてご議論をいただき、いただいたご意見を元に事務局で素案の修正をし、庁内でも議論をした上で、9月の議会に報告をする。その後議会からの意見も踏まえて、修正した素案について県民の方にもパブリックコメントという形で意見を頂戴する。こうして出来上がった最終の案を再度懇話会でご意見を頂戴し、最終的には県議会への報告を経て、知事が決裁して新しい指針に改定されるというスケジュールになります。

では資料1の改定素案(案)について、全体のつくりは現行の指針のつくりと大きくは変わっておりません。「指針改定の基本的考え方」「(1)指針の目的」は、地球規模でのいろいろな問題が私達の生活に影響を及ぼしていること、県民が国籍にかかわらず豊かな暮らしを送れる多文化共生社会を作るための取組を続けていくことが必要だということ、神奈川の魅力を世界に発信するということ。こうした国際施策を展開していくための指針を作りたい。「(2)これまでの経緯」と「(3)指針改定の趣旨」は、前回から変わっていないので説明を省略します。2頁目の「かながわの現状と課題」「(1)現状」です。外国籍県民は増え、留学

生も増え、今後さらに観光客に増える、こうしたグローバル化の進展する中で、NGO、NPOの活動も活発になっている。グローバル化がどんどん進んでいる現状がある。こうした中で、「(2) 課題」としては、多文化共生の地域社会づくり、災害への対応、神奈川の強みを生かした国際展開そしてグローバル化を支えるグローバル人材等の育成、非核・平和、NPO/NGOの活動の支援連携を進めることが挙げられる。(3) の中では、前回ご意見いただいた「持続可能な開発のためのアジェンダ」についてご紹介する形で、こうした考えをもって、持続可能な未来に向けて国だけではなくて、企業や県民1人1人の意識と行動も求められていると記載しました。「3 めざす姿」ですが、この項目にゴシック体の「幅広い協働と連携による平和な多文化共生社会の実現」と「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」を据えることについては前回ご説明のとおりです。現行の指針からこの「めざす姿」は変えていませんが、このそれぞれの「めざす姿」について若干補足で、「幅広い協業と連携による平和な多文化共生社会の実現」についてはすべての人が心豊かな暮らしを送ることができる社会をつくることを県民1人1人が意識する必要があるということ、また「神奈川の強みを生かしたグローバル戦略の展開」についても国際色豊かな本県から、県民の魅力を県民ぐるみ発信していくこと、という説明をつけています。4頁目の「4 基本目標」～ ですが、各項目の点線で囲まれている部分が「めざす姿」をブレイクダウンした内容です。これについては行政だけでなく県民1人1人に意識してほしいと思い、示したものです。枠囲いの下には県の施策が記載されています。次に5頁「5 施策の方向」です。「5つの基本目標」に対して、こういうことに取り組むという県の施策をより具体化したものを「施策の方向」の中に記載しました。「[施策の展開]」には具体的に県の事業を列挙しました。事前資料としてお送りしてもいますので、中身の説明は省略します。最後に10頁「6 推進体制」です。庁内に「かながわグローバル戦略推進本部」を設置し並びに各課題に対してはワーキンググループを設置して、全庁横断的に取り組むことを明らかにしました。また、外国籍県民等との連携、市町村との連携、学識者、民間団体等との協議、更にその他民間・NGOとのネットワークを活かして施策の国際推進を図ります。内容等ご質問があればご議論の中でお答えしていきたいと思っております。事務局からは説明は以上です。

(大橋会長)

ありがとうございました。それでは、事務局からの説明を受け、指針の改定に向けた議論に移りたいと思います。前回の懇話会では、この指針の改定について主に外国人人材の問題、SDGs、災害、ヘイトスピーチへの対応などのテーマがありました。特に外国人人材の問題については、オールドカマー、ニューカマー、送り出し国の3つの視点が重要と確認しました。今回それらのテーマ等が素案にどのように反映されているか、そしてそれらをどのように修正していくかという観点からの議論が主に中心となると思います。テーマによっては指針に盛り込むというよりは、中長期的なテーマとして今後の第5回、6回で話し合っていくテーマとするものもあるかもしれません。委員の皆様の自由闊達なご意見をお願いいたします。前回からのテーマに関わらずご意見のある方の挙手をお願いします。

まず私からお話させていただきますと、2頁目のNGO・NPOの数についてです。今、NGO・NPOというと社団や財団も含めて考えるようになってきている。一般社団は統計がはっきり出てこない可能性があるので調べられるかは分かりませんが、310法人から418法人に増加と資料に記載がありますが、法人数の書き方については工夫が必要かと思っております。

(二文字屋委員)

2頁にある留学生の状況で、増加傾向にある中で、留学生受入れ環境の整備が求められていますとありますが、高度人材の予備群ではないと言いつつもそういう流れになりつつありますが、将来的には卒業後県内企業の国際化、外国人問題に対する職場環境、あるいは県全体の多文化共生など、様々なところに留学生は関わってくる人材だと考えた場合、現状受け入れの環境の整備が求められていますというのは、どのような問題点があり、どのような環境整備が必要とお考えになりますか。

(事務局)

留学生については、学校側の受け入れの枠や、留学生が日本で暮らしていく上での経済的な問題や、住居の問題など色々な問題があります。日本語を学びに来た留学生が大学に進まないとか就職に結びつかない、といったことが分かってきました。このような問題に対してどのように支援できるのかというのは、まさに今

議論しているところです。

（二文字屋委員）

留学生の課題としては、卒業後日本で就職を希望する場合、企業とのマッチングが難しいということが全国的な課題としてあります。マッチングが難しい要因というのは、留学生側にあるのか企業の体質にあるのか、あるいは両方にあるのか。日本の間尺にあった外国人が必要というのが現状の企業のお考えで多いと思います。一方で留学生は自国の文化的背景を持ちながら、日本企業に合うように自分を変えることにストレスを感じ、また企業文化理解は難しい。それらが企業とのマッチングが難しいことの要因であるように現場を見ていて思います。経済的な問題は資格外活動など、本人の努力でカバーできると思うが、卒業後の県内企業の国際化ということがグローバル化進展の中に入っているのであれば、外国人人材を受け入れる際の企業にどのような体制が必要か、どのような考え方が必要か、そのような指針の方が大事になると思います。難しいとは思いますが、国際化の一步かとは思いますが、お互いの考え方を変えていかなければならないと思います。

（大橋会長）

それは6頁の(3)神奈川でくらし学ぶ留学生の支援の施策の例として考えているのですね。

（事務局）

例えばこの県民センターの2FにあるKANAFAN STATIONでは留学生のアルバイトの相談を受けたり、就職活動の支援をしたりしています。このアプローチは留学生側に情報提供したり、アドバイスするのが中心になっています。二文字屋委員からアドバイスをいただきましたが、企業側にも受け入れの意識を持ってもらうことも重要と考えます。セミナー開催の依頼を通じて企業側にも少しずつ受け入れるメリットを感じていただき、共生できるような、お互いWIN-WINの関係が構築できるようになればと思います。具体的にどのように進めていくかはご議論をいただきながら考えていければと思います。色々な企業の方とお話をする中で、例えばその企業が留学生を支援する場合、留学生がその企業あるいは日本で就職せず母国に帰っても、その企業が将来その国に進出する時、現地の社員になってもらうといった、少し先のことまで考えて、戦略的に活動する企業も出てきている。そういった企業と連携しながら推進できればと思います。

（塩原委員）

4頁の多文化共生の地域社会づくりの破線の中は実質的にはこの指針における多文化共生の定義かと思っています。それと2頁の多文化共生の地域社会づくりの箇所です。「外国籍県民『等』」と、「等」を付けて、国籍に関わらず外国にルーツがある方としているのは、日本生まれ日本で育ちで外国にルーツをもつ若者も含むということだと思っておりますが、そうすると国籍、民族、文化の違いだけではなく、アイデンティティの違いも重要になる。国籍や民族や文化という、目に見えて違うもの、客観的にわかるものだけではなく、主体的な意識の違いが色々な摩擦を生んでいるということも鑑み、ここはアイデンティティという言葉を加えていただいたほうが整合的かと思っています。同じく破線の中に、言葉の壁などにより不便を感じとありますが、在日コリアン2世以降をはじめ言葉の壁を感じない外国籍県民等の方達もたくさんいます。だからといってこの指針が彼らにとって不要かといえばそういうことにはならない。言葉がわからないから不便ということだけではなく、社会から疎外・排除されているという点が核心だと思う。どんな違いを持っている人でも社会から疎外・排除されることなく生きることが保証されるのが、共生という理念だと思います。それゆえここでは不便だけではなく、表現はお任せしますが、不便や疎外感を感じることなく、不便を感じずまた排除されることなくというように、便利ではないことだけが問題ではなく、社会から排除されないことがないようにならなければならないということが大事だとニュアンスが入るのがふさわしいのではないかと思います。

（大橋会長）

今のは重要なポイントかと思いますが、いかがですか。

(山内委員)

今の塩原委員の意見に賛同するのですが、もしこの部分を変えられるのであれば、併せて1頁目の指針の目的の「こうした中、県民が、国籍にもかかわらず」の部分に私は「国籍や文化的背景」などとすればと思いました。アイデンティティをどう扱うかもありますが、国籍だけでは足りないと思いました。また、前回の懇話会でヘイトスピーチへの対応も話題に出ましたが、2頁目の(2)課題の多文化共生の地域社会づくりの中に、現在私達のおかれている社会では排外主義的な風潮が蔓延していることが課題だと明記して、先ほどの基本目標の所の「言語の壁や疎外を感じることなく」につなげれば良いかなと思います。

(坪谷委員)

ヘイトスピーチについて。神奈川県としてはどこまでこの指針に盛込むのか、もう少し盛込んでいけるのではないかと。この間、国の法律もできましたし、大阪市でもヘイトスピーチ解消の条例ができたり、こうした動きがかなり早く進んでいる状況で、国が早く進んでいますが、自治体としてどうしていくのか。とりわけ、6月5日の川崎市のデモでは市は公園使用を不許可にしたが、県警が道路使用を許可しました。県知事はこのようなデモに県の施設の使用許可を出さないとの発言をしています。県議会でも平成26年にヘイトスピーチの根絶に向けた対策を求める意見書などを提出しています。神奈川人権推進指針にヘイトスピーチは盛込まれていませんが、多文化共生社会の実現を謳っているこの指針にもっと何か盛り込めることがあるのではないかと思います。

(山中副会長)

その時私も川崎に行っていました。県警が道路使用許可を出した直前に国がヘイトスピーチを認めない判断を出したもので、県警は許可を出したが、デモを中止するように説得をした結果10mだけのデモとなった。国が出した付帯決議で自治体も取り組むとしている。それを大勢の人たちが評価しています。自治体が具体的などころも詰めてくださいということを活かしていかないといけないと思います。このような動きに賛同してもう少し積極的な表現をしてもいいと思いました。

(大橋会長)

私も気にかかっているのは、1頁目の最初の部分ですが、グローバル化が進むと有志連合、十字軍、イスラム、アメリカの選挙など、日本もある意味そうかもしれないですが、ナショナリズムが持ちあがってくる。二律背反的な動きがあって、このような書き出しでいいのかなと思います。これを変えらるとなると色々大変でしょうけど、もし変えられるのなら、ナショナリズム的な排外主義的な動きが色々なレベルで出てくるようになって、今後予断を許さない状況だと思います。今の記載では、グローバル化が進んでどう対応するのかただだが、グローバル化が進むとISも出てくるなどの懸念もあるということ。もう一つ思ったのが、文化の中に含まれると言えばそうなのですが、信仰ということを入れておかないかということ。イスラム嫌いが多く出てきそうなので。すぐイスラムは怖いと言ってしまう人もいる。イスラムと名指ししてしまうと宣伝することになってしまうので、直接は書かない方がいいと思いますが、文化や信仰を入れなくていいのかなと思いました。長くなってしまってもいいですが、意識はしておきたいと思います。入れられれば、イスラムゴビアという言葉を使わなくてもそういうことを意味していることを表現したいと思います。

(坪谷委員)

3頁目(3)に国際的な動きという項目があるので、入れられるのであればこの大きなくくりの中に入れてはどうか。どの社会でも排外的な思想があり、他人事ではないということを言いたい。

(大橋会長)

この項目については、このままでは持続できない社会になっている、と入れて欲しかった。だから持続可能な社会を作ろうという動きが作られたので、グローバル化の中に押し戻すという考えなのだが。おっしゃる通りこの中に入れる方が楽かもしれませんが、どこに入れてもいいのですが、そういった懸念を表明しておいたほうがいいと思った。懸念が当たってしまうのも嫌なのですが、可能性はあるかと思う。

(事務局)

世界的にもそういった懸念があるということで、どこかに書き込むかどうかは検討させていただきたいと思います。先ほど塩原委員からいただいた、アイデンティティという言葉が一般の方に伝わりやすいかどうか。あるいは不便、疎外感、排除といったネガティブな表現を使うのか。国籍、文化、アイデンティティが違ってもどんな人でも活躍できる社会というようにポジティブに表現するか。色々含めて検討させていただきたいと思います。いずれにしてもこういったニュアンスはどこかに盛込んでいく必要があると思いますので、県庁の中で検討させていただきたいと思います。

(倉科委員)

不便を感じない生活ができるというような表現より、そういう人達が県の中で活躍できる社会を目指すという方向性のほうが断然いいと思います。

(大橋会長)

表現の仕方についてというよりは、そういうことがわかり、読み取れるような文章にしようというのが皆さんの要請だと思います。ただなるべくはっきり分かったほうがいいだろうとは思いますが、SDGsならサステナブルな社会ではないので、ということです。色々考慮して書いてもらおうと思います。

(村井委員)

8頁の(2)の国際バカロレア認定校設置についてですが、知人がバカロレアを調査していてその報告を聞いたことがあったのですが、教育内容、評価等様々な点で、現在日本で行われている高校教育とは全く違うタイプの授業なり教育をしなければいけないということでした。まず教員をどうするのか、ここに環境整備とありますが、どのあたりまでをお考えでしょうか。教員養成はここで考えることではないとは思いますが、今の高校の教育とは違うと聞いている。

(坪谷委員)

バカロレアは幼稚園レベルからあるものらしいですね。そこから高校までであるが、県はどのレベルまでを考えているのでしょうか。

(グローバル戦略担当部長)

これは教育委員会が所管してしまっていて、現在検討しているところです。高校で実施するというので、どこかの高校をまるごとバカロレアにするということは考えてはいないはずですが。高校の1クラスか2クラスを認定するという形をとると思います。今おっしゃられたとおり、教員の確保が一番難しいのかなと思っていますが、教育委員会でやっていることなので、今ここでお答えすることはできない状況です。

(金井委員)

県立高校改革の中で統廃合も含めてやろうとしているのでしょうか。

(大橋会長)

文科省もバカロレアを進めると書いてありますね。

(塩原委員)

前回の議論でも出ているかもしれませんが、8頁(2)の国際社会で活躍できる人材の育成と(3)の外国人材の育成・活用の区別が明瞭ではないと感じます。(2)は県内「日本人」の人材育成を考えていて、(3)は外国人等の人材育成を考えているのだとすると、その狭間に落ち込んでしまうのが県内で生まれ育ったが外国にルーツのある人達だと思います。こういう人達は(2)でも(3)でもないどっちつかずに位置してしまいます。かながわ国際交流財団も含め、県内の多くの団体の支援の成果もあり、外国にルーツのある中学生や高校生の大学進学も少しずつ増えてきています。そうすると、今までは5頁にあるように、外国籍県民への支援という枠組みの中で語られていたものが、大学生になると人材育成という枠組みで語られ

なくてはならない。留学生に対する施策ももちろん大切ですが、(2)でも(3)でもどちらでもいいので、我々の県で生まれ育った外国にルーツのある大学生を育てていく施策があるといいなと思います。

(坪谷委員)

別紙で配られました、現行の指針25年3月の指針と今回の指針案比べますと、人材育成という視点を入れたというのは神奈川県らしい新しい視点ではないかと思えます。ただ、塩原委員のご指摘もそうですし、前回議論になったところでもあります。8頁(3)の外交人人材というところに違和感が多々あります。ただ、「取組にあたっては、送り出し国の状況に配慮し」と入れていただいたのは、前回の議論を反映していただいたと思えます。しかし、なぜ突然看護や介護なのだろうか、あるいは何故ものづくりでなくてはいけなのだろうか。業種限定のような感じが外国人労働者を機能的に捉えているとの印象が強いです。バランスを考えた方がいいなと思います。前回から考えていたのですが、名称はこれがいいかどうかは分かりませんが、塩原委員も指摘していますが、グローバル人材がすぐ神奈川県に役に立つのかは不自然な感じがして、グローバルという言葉は、他の自治体でも使っているようですが、神奈川県で学んで活躍してくれる人材という意図が必要ではないか、そういう理念を入れてほしいなと思いました。

(山中委員)

8頁(3)の家事支援人材の受け入れを試行的にという内容ですが、外国籍で神奈川県に暮らしている方たちの暮らし支援や教育支援、それに留学生に対する配慮を特別に挙げていると思えます。一方家事支援人材関連で言えば、日本に来て働いている人の中で研修生や実習生についてはきちんと対応しなければならない問題をそのままにして事件が起きたり、個々の人権が無視されたりという問題がある中で、神奈川県にどれくらいの研修生や実習生がいるのか、あるいは家事支援人材との共通するような労働の現場で生活支援とは別な課題をかかえている人達に神奈川県としてどういうふうに対応できるのか、そういう人たちが生きるか死ぬかということに直面した時に解決のためにどう対応できるのかということはどこかに入らないかなど考えていて、人材の育成や活用などの視点ではない、何かあった時に神奈川県は大丈夫だよと言える制度的なものが作れたらなと思います。国の制度ではできていないが、かけこみ寺的な緊急事態にも対応できるものがあるといい。研修生や実習生については注目されているが家事支援人材というのは神奈川県と大阪で先駆的に取り組むわけで、神奈川の取組が全国的に影響を与えたいと思いますので、その体制作りが大事で、育成や活用とは違う視点も入れてはどうかと思うのです。どこに入れるかというのは、難しいですが。

(大橋会長)

枠組みというのは一つのことに限定的なものだから、その枠組みを横指しにするような問題も出てくると思えます。そのことの認識を持つかどうかということだと思う。一つには、神奈川県生まれの外国ルーツの人材をどうしていくか。グローバルな人材という視点と、家事労働支援について注目して言えば、必ずしも合法的ではない人達で、何かの特例措置で受け入れても良いような人達には、サポートしていくことも、県は人材育成という面では考えてもいいのかもしれない。色々な外国人で制度の狭間に入ってしまった暮らしづらい人が、暮らしやすくなるための町だと認識を持てるような紙上の工夫ということですね。こういうことが人材育成という枠には入らないがどこかに入らないかということですね。

(倉科委員)

坪谷委員のグローバルを受けてですが、グローバル人材とは何なのか。ここだけを見ると、英語が話せて海外に行って、社会で活躍できればグローバル人材なのか。そういうところに違和感があります。先ほどから違いがあるのがいけないという話がありますが、違いを意識して受け入れられるというのは、グローバル人材としては重要かと思えます。神奈川県で育って神奈川県で活躍できる、ということが重要だと思います。グローバル人材が、経済的な観点に偏っているように感じます。

(大橋会長)

そこらへんをどのように持っていくかですね。グローバル経済の中で活躍するというのは排除していないわけですが、社会のグローバル化、多様化を推進する人も養成されるということ。そういう言葉も(2)(3)

に含めるとすれば、山中委員のおっしゃったことは(2)(3)には入りづらいのですが、(2)(3)に含まれるとするとグローバル経済というニュアンスが入ってしまうので、もう少し幅広いものにしたほうがいいのではないかと。ここにあるものに加えるのか、新たに加えるのか分かりませんが、施策の展開としてもうちよって工夫があってもいいかもしれません。

(二文字屋委員)

そういう、グローバル人材といったキラキラした言葉に入らない人達が疎外感を感じる。先ほど塩原委員のおっしゃった、神奈川育ちの外国ルーツの人達だったり、技能実習生、この方たちは、制度の理念からは労働者ではないので人材とは書けない。塩原委員がおっしゃった人達や、そういう人達も含め、全体をまとめるような支援がないかということが問題なのではないかと。また、どういうところに入れていくのか。

(塩原委員)

大きな話になってしまうのですが、活躍や、人材といった言葉が出てきていますが、こういった施策や指針はバランスをとらなければいけない。この場合なんのバランスなのかというと、経済的に役に立つとか立たないといった基準で人を区別せず基本的人権を保障しなければいけないという考え方と、そのうえで、高度な人材にたくさん活躍していただいて神奈川県にメリットをもたらしてくださいという考え方のバランスです。人材として活用するという視点に偏ってしまうと、指針としてはアンバランスになってしまう。基本に立ち返って、違いを持っている人達が別に何の役にも立たなくても人間としての尊厳を保障されるという原則を、基本的な理念として明確に掲げておかなければいけない。指針全体のデザインとして二つのバランスをしっかりとっていかねばいけないと思います。それが、昨日の相模原の事件の衝撃に際して本会議がなすべきことだと考えます。

(事務局)

いろいろなお意見ありがとうございました。冒頭の説明の中でも申し上げましたが、5頁からは基本的には県の各課がやっている事業をぶら下げている関係があって、もう少し検討すればできそうだというぐらいのものなら書けます。しかし、それぞれ所管している課があり、理念的には皆さんのおっしゃっていることはわかりますが、実際に事務局で書いても、外に出て行くときにはそのまま残れるかというのは、県庁各課で議論させていただくことになると思います。塩原委員がおっしゃるように基本目標のところは、必ずしも具体的な事業がぶら下がってなくても理念的なところで書けるので、皆さんからいただいたご意見を踏まえて基本目標に書かせていただくことが現実的かなと思う。もちろんいただいたご意見、こんな事業も必要だとか、外国人人材を受け入れるのなら神奈川県は安全ネットが必要だとかについては、庁内にフィードバックいたします。指針にどこまで書けるかは庁内で揉ませていただきたいと思います。書けない部分は基本目標であったり全体の課題の部分であったり、そういうところへの反映を検討させていただきます。

(グローバル戦略担当部長)

概ね今言ったとおりでありまして、施策に引っ張られて書いてあるのですが、塩原委員のおっしゃったことは5頁の「多文化共生の地域社会づくり」という中でうまく表現できていければいいかなと思います。また、そうだなと思ったのは、神奈川生まれ神奈川育ちの外国ルーツの子供たちのことはあまり触れられていないというのは、おっしゃる通りだと思います。8頁(2)の所で教育委員会とうまくできないかなと考えてみたいと思います。施策として出しておかないと書きにくいものなので、教育委員会と調整できればと思います。技能実習生については、県としてタッチしてなくて、施策として出しにくいということで、この中では載せにくいというのが正直な話であります。

(事務局)

追加させていただきますと、神奈川らしいという面では、6月にオープンしました「多言語支援センターかながわ」、あるいは本日欠席されています新倉委員の所で委託しております、DVの外国語相談、あるいは労働センターも外国語で受け付けております。それ以外にもあすプラザで外国語で一般相談、教育相談、

法律相談等行っておりまして、まさにそこがセーフティネット的な役割を果たしています。また、本県ではありませんが、県内の自治体でも横浜市を始めとして各種相談等受け付けておりますので、その部分なのかなと思っております。教育に関しては在県枠がすでに拡大しておりまして、およそ11、12校になっております。このように枠が拡大しておりまして、こういう所が神奈川県らしいところだと思います。

（倉科委員）

質問なのですが、基本目標に書かれている外国籍県民等というのはどこまでを言うのでしょうか。今までの話ですと神奈川県で生まれたという外国籍の方ということかと思うのですが、例えば日系人の方は日本国籍の方もたくさんいます。そういう人達はどこに入っているのでしょうか。

（事務局）

2頁の課題の2行目に「外国籍県民等」が始めて出てきて括弧書きしていますが、厳密な定義はしていません。国籍は日本であっても、例えば中国から引き上げてきた残留孤児は、国籍は日本だけれどもまったく日本語がしゃべれないという方もいらっしゃるし、ダブルの立場の方もいらっしゃるでしょうし、なんらかの形で外国と関わりがあって不自由をされたり色々な思いをされている方を含んで活躍していただくというニュアンスです。厳密な定義というものはありません。

（大橋会長）

先ほどから話題になっているのは、研修生・技能実習生、あるいはノンドキュメンテの方達が住民登録から漏れてしまっているのを見えなくなってしまう問題点があり、書きにくくなっているのがあります。これは県だけの問題ではないのですが、現実には人がいるのに中々できないという問題がある。

（事務局）

もちろんそういう方達を排除しているわけではないが、施策としては打ちにくいという所がある。

（二見委員）

神奈川県民というと、「神奈川に住んでいる人」と「神奈川を訪ねてくる人」という事で大きなくくりでみた時には、日本国籍で神奈川県に籍がある人という集合がまず入りますが、もうひとつ外国籍で神奈川県に住んでいる方が入るものと思います。それ以外はすべて外国籍で外国から神奈川を訪ねてきた人という枠組みでみていいのでしょうか。例えば観光客とか技能実習生とか留学生とか。

（事務局）

技能実習生は住民です。住民票があります。ただ短期の商談や観光だと、基本的には住民票は作れませんので、その対象の方は住民という枠からははずれています。

（二見委員）

そうすると在留資格というのがありますが、技能実習生は技能実習という在留資格で在籍しているのではないのですか。住民として登録しているのでしょうか。

（事務局）

在留資格は技能実習生として入国していますが、住民票はどこかにあるはずですよ。

（二文字屋委員）

在留カードを持っていれば住民だという事になる。

（二見委員）

そうすると国際施策というのは、対象としているところを区分して取り扱っているのではないのでしょうか。例えば多文化共生社会と言った場合は、すべての人が対象になりますね。神奈川県に籍があろうとなか

ろうと。たまたま来ている人も。多文化共生社会というのはそういった枠組みになると思うのですが。一方、グローバル化の戦略となると、対象となる人はそれぞれの施策によって違ってくると思います。その辺のところはどう区分されているのでしょうか。

(事務局)

多文化共生という話を出させていただいていますが、昔の言葉で言うと内なる国際化。神奈川県に住む外国にルーツをもつ、もしくは短期でも長期でも住まわれている方々に対する言い方として内なる国際化を多文化共生という言葉で使わせていただいています。それ以外の国際交流ですとか、企業が海外に出て行く国際施策ですとか、そういうものについては言わせていただいている所の基本目標で扱わせていただいています。

(二見委員)

多文化共生という範疇の中では、あくまで住民という捉え方でいいですか。

(事務局)

そこに観光客まで入れてしまうと広がってしまうので、基本目標のインバウンドの中に入れていただいています。

(二見委員)

基本的な所で申し訳ありません。どういった集合で整理して、個々の施策の中で展開されているのかがよくわからなくなってしまったものですから。

(塩原委員)

今の二見委員の発言で気づいたのですが、多文化共生の推進には日本人住民も当事者であるわけですが、今の定義、書き方だと、外国籍県民等のための施策という点が強調されている。日本人であろうがなかろうが、この県に住んでいる住民の方々全てが、自分達の違いを理解しあって、認め合って共生していきましょうという事だと思う。文言として、例えば日本人であるかないかに関わらずとか、日本人住民と同じようにとか、外国人のためだけではなく日本社会に住んでいる日本人も含めた全ての人のために多文化共生を進めるのだということニュアンスとして込められれば良いかと思う。

(大橋会長)

外国籍県民「等」と書いているのは、非常にこだわりがありまして、日本に住んでいる日本人はどうかとか、外国籍じゃなくても、日系の日本国籍でもダブルという人もいるわけですが、その人達の枠組みはどうかとか、どうもこの枠に入りそうですが、純粋な日本人についても同じような形で多文化共生をやっていく必要があるのではないかと。こういうことは言っていなかったかなと。同じ意見だと思います。そういったところは、そういうニュアンスを込められればいい。

(事務局)

中々難しいのですが、4頁「多文化共生の地域社会づくり」の頭のところで、県ではという所で外国籍県民等が不自由を感じずに、もちろん宗教的なものもあるとは思いますが、先生が言われたように上のところは、いわゆる一般の方も含めて目指していく社会ということで、「県民や企業、NPOと県がともに」と主語に書かせていただいて、こういう社会を目指しますという書き振りにさせていただいています。

(塩原委員)

県民が曖昧ですよね。日本人だろうがなかろうが県民は、といった言い方がいいですよ。

(事務局)

外国籍県民等と書かせていただいている時は、支援、施策の対象とさせていただいているという意味で書

かせていただいている、それ以外の所では県民という言葉を使わせていただいています。

(大橋会長)

重要なポイントです。そのトーンをうまく全体でどうするかでしょう。読んでみると日本国籍を持っている県民という上から目線で他の人達も一緒に暮らすよというニュアンスがとれるということですよ。色々な種類の県民と一緒に楽しく暮らせますねというトーンにした方が良いというのが、二見委員、塩原委員のポイントになる。これはニュアンスとか書き方とかちょっとした視点の問題なのかもしれませんが、そういう視点からも考えると全体のトーンについてわかるかもしれません。ただ、ここだけ直すと他のところが狂ってくるので、そのバランスが何とも言えなません。

(二文字屋委員)

それでしたら県民といわれたほうがわかりやすいですよ。

(国際課長)

すべての県民とした方がいいかもしれません。

(二文字屋委員)

地域社会にいる様々な人達もということでしょうから、主語は県民としたほうが僕ははっきりわかりやすい。そこに国籍や何がしかがという所に外国籍の人と一緒にということになってくる。逆にここに定住している、あるいは国籍を取った人でも県民と言ってもわかりにくいかもしれない。自分の国籍はジャパンだけど、アイデンティティはそうじゃないというのがあるのかもしれないが。

(大橋会長)

重要なポイントが今出たと思うので、皆さんが何らかの形で活かすようお願いしたいと思います。

(山内委員)

10頁の推進体制の(1)の庁内体制について、希望があります。ここでは国際施策のうち、世界規模で展開あるいは発信していくための施策については、庁内に設置した「かながわグローバル戦略推進本部」並びに各ワーキンググループを通し、全庁横断的に取り組むとあるのですが、多文化共生の分野においても、横断的に外国人施策を考えることが必要で、県庁の各部署で外国人県民を行政サービスのターゲットとしてきちんと認識していくことが必要だと思います。その時に横断的にどこかが音頭をとって調整をしていくことが必要なので、世界規模の施策だけではなく外国人住民支援の施策もこの対象に位置付けていただきたいと思います。

それから細かい話なのですが、2頁目の(2)課題の二つ目の で、災害への対応が「熊本地震を契機に」とあるのですが、県では東日本大震災を契機に色々取組をされていると思うので、両方併記されたほうがいいと思います。あと3頁目の上から二つ目のグローバル人材等の育成の第二段落目に、「神奈川で働く留学生を増加させる」とあるのですが、これが「神奈川で学ぶ」なのか、あるいは「留学生が卒業後神奈川に就職して欲しい」ということなのか、教えていただけますか。

(大橋会長)

これは何かの間違いだと思います。最初の提案はいろいろ議論があるかと思いますが。あとの二つはテクニカルな所かと思いますが。お答えはありますか。

(事務局)

留学生の件については、卒業後の話でした。留学生が就職して定住していただくということを意識しています。

(事務局)

留学生自体を増やすこと自体が今議論になっていまして、学びながら働くということもあるのかなと、庁内で議論しています。ここは検討させていただきます。次に、災害への対応なのですが、東日本は前提としてあってそれに加えてというつもりで書いておりますので、いただいたご意見はどう反映させるかは、検討させていただきます。

（坪谷委員）

働く留学生に関しては、いろいろな意味合いがあるのではないかと思います。もちろん卒業して働いて定住してもらうのはいいと思いますが、日本の留学生の在留資格というのは決められた時間はあるのですが、働きながら学べる、そして日本の地域産業にとっても特にサービス産業等は彼らのような人がいないと、回らないというような現状もあると思います。これはミスかもしれないが、結構深い意味があるのかなと。だとしたら神奈川県もそういう人達がブラックバイトのようなものに陥ってしまったり、やはり外国人ということでつらい状況に置かれているという問題もあるのかなと。送り出し国からすれば、働きながら学べる学位が取れるということが日本への留学の大きな強みにもなっている。彼らがアルバイトで働くということにも、きちんと保証をすとかそういう意味での留学生受け入れ拡大という視点を、逆に打ち出せるのかなと思います。そうして留学生を増やす。

（大橋会長）

きっちり制度化するということですね。

（坪谷委員）

きっちり制度化ということですよ。積極的に言ってしまう。

（山中副会長）

それは2頁の留学生の状況の三行目に留学生受け入れ環境の整備が求められる、とある環境整備の部分のことですか。

（坪谷委員）

どれだけ踏み込んでいけるかということですね。

（二文字屋委員）

実は今朝ベトナムから帰ってきたばかりで、労働省とも話してきたのですが、昨年10月だったと思うのですが、インターネットでも見られるのですが、在ベトナム日本大使館に留学生に警告というのが載っています。まさに働きながら学べる日本留学が、働くための留学になってしまっていると。特例として入管は資格外活動の許可を出しているだけで、そこははっきりと分けて考えなければいけません。確かに留学生が合法的にアルバイトできる国は日本くらいです。それは日本が特殊な部分を補っているのだろうし、確かにコンビニや居酒屋などさまざまな産業には日本語学校の学生や専門の学生がアルバイトしないと成り立たないというのがあります。しかし留学生はあくまでも学びに来る。働くというのは卒後の働くということであって、そこははっきりとわけて考えないと在越日本大使館が警告していることを神奈川県も留意されたほうが宜しいと思います。ですからここは留学生と就労は次元の違うものだということをはっきり書いたほうが良いと思います。

（大橋会長）

そこもそうですが、基本的な見方のところですね。書き方の問題。山内委員がおっしゃったような体制のところですよ。表現の問題はちょっとまた違いますが。

（グローバル戦略担当部長）

グローバル戦略推進本部の設置要綱を確認しましたが、一部分しか書いてありません。ここには、世界に向けて効果的なアピールや神奈川の魅力や強みを生かした国際施策を総合的・機動的に進めていくために設

置ると書いてありますので、世界規模での展開あるいは発信していくための施策だけではないと理解しておりますので、ここの書き振りは考えたいと思います。

(事務局)

意識としては内なる国際化というか、多文化共生という基礎があってはじめて外に出て行ったり受け入れたりできるので、そのあたりはグローバルに含むという認識ではあります。書きぶりについては修正します。

(大橋会長)

今までの所でいかがでしょうか。新しい視点でもいいですが。

(山本委員)

まず の多文化共生に戻ってしまいますが、4頁のほうには企業、NPO含めて書いてありますがそのわりには、施策の方向の方では6頁の(4)の所で県民を対象にしたような施策が載っているのかなと思います。これからするとNPOとか企業、これから施策が新たに加わる可能性はあるのかもかもしれませんが、若干弱いのかなという気がしました。それとリンクする話ではあると思いますが、基本目標 ですね。県民等の国際活動の支援、協働・連携の促進。9頁を見ると、国際活動というのは外に向けての活動なのかどうなのか。それからすると先ほどの多文化共生は逆に、内側、中の世界の話なので、ここはNPOや企業を書いておいたほうがいいのかなど。ご確認くださいねと思います。

(大橋会長)

重要なポイントだと思います。

(山中副会長)

NGOかながわ国際協力会議というのを以前やっていたのですが、その時にNPO・NGOの活動の実績を生かして多くの県民に多文化共生を実現するための前提となる多文化理解をしていただくようなプログラムとか実践力のあるNPO・NGOを使ってくださいという提言をしたのですが、そういうところもここに反映されればいいなと思っていたところですが、ついでに小さいこと言えば、6頁の多文化理解の推進ということで山本委員が述べられていたところですが、保育士や介護士、民生委員などの地域において外国人を支援する人材の研修を行うとあるのですが、人材とは保育士、介護士、民生委員のことなのでしょうか。地域において外国人を支援する人たちが、なぜ人材なのか。保育士や介護士や民生委員等が多文化共生を理解していることが大事だと言うための研修をするのでしょうか。そしてそういう人達のことを人材という風に、先ほどから外国人人材という言葉を使ってきたつながりで、ここで言う人材とはどういうことでしょうか。人材という言葉は日常ではあまり使われない言葉だったように思うのですが、外国人労働者のことを人材と言っているあたりがちょっと不思議な気がしますが、いかがでしょうか。そしてその施策の展開ですけれども、学校教育とか子供が小さい時から多文化理解をしていくことは大事だとは思うのですけれども、大人がしっかりわかってないと困るかなと思うことが現実にはあります。家事支援の人達が入って来たときに、いくら企業を通して自分が直接雇用しているわけではないと言われても、ここに働きに来てくれた人に対して色々な要求をしていくようになるであろうことは予想されるのですが、それは多文化理解ができていないとそうなりがちなので、そしてましてや予測される途上国といわれているフィリピンからもし人が来ていたりしたら最初から差別感の中で自分が雇用主になっているつもりで、そういう人達の人権無視のような行動が行われる可能性が強いし他所の国ではそういうことがたくさんある。大人がきちんと理解できるというプログラムが用意されることが大事かと思っているのですが。実際人材という言葉は使うのですか。

(大橋会長)

表現の問題としては、ストレートに言えば、保育士や介護士、民生委員などが地域で外国人のフロントラインだということですね。そういう書き方がいいかもしれないですね。他には教師や警察官やもフロントラインとして命運を左右してしまうような人達ですね。その人材の書き方は、他の人材に比べると、そういう書き方もあるかもしれません。フロントラインで行政の末端と市民の側と両側にいる人の役割という

感じがしますね。

(倉科委員)

今おっしゃったように、人選はすごく重用だと思います。

(大橋会長)

ただ、急展開では書けないだろうし、警察というのも中々書きづらいでしょうね。

(倉科委員)

先生が子供に伝えていくということが非常に大きいですし、保育士や介護士よりも先生なのかなと思います。

(大橋会長)

どこまではっきり書けるかは、わかりませんが、含みを持たせた書き方をするというのもあると思うんですね。例えば行政で外国人に関わる人達や公務員、そして法律執行に関わる人、あるいは教育職に関わる人など、名指しは避けるが幅広くという書き方はできる。その中で特にこれにはという書き方もできる。そこも工夫ができるなら、目指しているのだけど中々できないということも分かるかもしれませんよね。それから前のNPO・NGOの所も可能であれば、アクターとしては重要だと思います。他に発言の有る方はいますか。

(塩原委員)

参考意見として発言したいのですが、4頁 非核・平和意識の普及の所で、県が非核兵器県宣言をしているという事実以上のことは中々書けないという事情は推察できるのですが、昨日の相模原の事件や、Bangladeshの事件、米国・フランスでの事件などが示すのは、多文化共生社会の構築は安全保障の問題でもあるということだと思います。SDGsの目標の中で「no one will be left behind」というのがありますが、社会のなかに取り残されてしまった人が、反発や憎しみに駆られて暴力を引き起こしてしまうという構図が、世界中で続いている。地球上の誰一人取り残さないという決意が重要なのは、一人でも取り残されてしまうとその取り残された一人がテロリズムやヘイトクライムの土壌となってしまうからです。そういう意味で、私は多文化共生社会の推進が、我々が安全に暮らせる社会を作る上での大前提になると思う。もちろん、警察力を強化するという意味ではないです。ユネスコ憲章が、戦争をなくすために人々の心の中に平和の砦を築くと提唱したように、テロリズムやヘイトクライムを防ぐためには、私たち1人1人の心の中に共生という堤防を作らなければいけないということです。理想論ではなく本当にそういうことをやらないと、昨日のような悲劇が次から次へと起こる社会になってしまう。なので、今回の指針に盛込むのは難しいかもしれませんが、混迷を深める社会情勢の中で平和を実現するという大きな目標が、我々が取り組んでいる多文化共生の理念に直結しているのだということをもっと広く人々に知らせていくべきだと思います。

(大橋会長)

はい。参考意見という位置づけですが、SDGsの が語っておりますので、色々な意味で活用していければと思います。それでは論点について確認をしていきたいと思います。基本的なコンセプトとしてアイデンティティ、宗教、排外主義の問題、そういう言葉をできる限り積み立てて視点をはっきりさせて欲しいということが出たと思います。これについてはできるだけ組み込むということでお答えをいただきました。もちろんそのままの言葉ではないとしても、努力するとお答えいただいたと思います。二番目として大きなまとまりとして、おいしい県産野菜が取れているよ、あるいはグローバルということでもっと神奈川を意識して、グローバルということでも外に出るということだけでなく、外国人を呼び込むということだけではなく、神奈川県を意識した対象、そういうことを組み込んだほうがいいのではないかとこのコンセプトでした。これについても基本的には努力するとのお答えをいただいたと思います。それから二文字屋委員のおっしゃったキラキラした言葉に入らない人に私も共感する所があるのですが、そういう意味で対象をどう広げていく

か。倉科委員から外国人等の等は何なのかという質問もありましたが、そういう視点も広げていくということが議論されたと思います。そして、視点がどうなのかというのが大きなポイントとして出て、外に出て行く、外から人を引っ張ってくるという視点ではなくて、それだといわゆる日本の県民が中心になって周りを見ているようになってしまうので、書き振りの問題なのだが、「あらゆる県民が」や、「違いを楽しみながら」など、違いを認識しながら共に生きていけるという視点で書いていかないと、「外国人が暮らせませよ」というのでは驕った言い方、偏った言い方になってしまうのではないかとこの視点がでてきたと思います。それについてもグローバル戦略という所の書き振りを含めて、内なる国際化をしていることが前提でと言っていたので、ある程度のところまでは考えられます、努力しますということでした。次の技術的な論点として、表現上の問題でNPO・NGOを入れてはどうかということでした。対象として教師や警官など行政の中で工夫をしてはどうかという論点が出ていたと思います。最後に、塩原委員から平和ということはどういうふうに考えるか、意見がありました。それが書き込めないにしても、SDGsの所で自由にできるかもしれません。SDGsの1から6、17はMDGsの焼き直しなのですが、16の前の三つが環境問題で、その間に社会のあり方、消費のあり方、格差の問題があり、そこが一番興味深い。そして16の項目などにうまくスポットライトを当てると使えるかもしれないので、全体に反映できればいい。できないとしたら、ここを焼き直しなどして次につなげていただいてやったらどうかということになります。漏れている点はあるでしょうか。

(山中委員)

SDGsというのは、誰も置き去りにしないというのを謳っていますから、そういうことですね。

(大橋会長)

思想としては、その通りです。

(事務局)

3頁の参考の所にno one will be left behindとあります。

(大橋会長)

研究していただいたと思います。これを戦略的に使っていただくと良いと思います。国連のものは使い易いものが多いと思いますので。ただ、都合の良い所だけつまみ食いするのは恐れていますけど。逆に言えば武器として使えるものもあるということですね。このような整理でいいでしょうか。今後は議論を踏まえ事務局のほうで取り扱っていただこうと思います。事務局においては、これらの意見を踏まえて素案を修正し、議会報告及びパブリックコメントに進んでいただきたいと思います。

(2) 外国籍県民かながわ会議委員の募集要項について

(大橋会長)

それでは次の議題、「外国籍県民かながわ会議委員募集要項について」に移ります。最初に県からご説明をお願い致します。

(事務局)

お手元の資料2をご覧ください。前回の懇話会でもご相談申し上げました。まず「1」は今回初めて皆様にご相談申し上げます。「1」の任期ですが、現在の第9期の任期が秋まででして、秋に知事に提言をまとめて提言書を手渡します。その後第10期の委員の募集についてという議題でございますが、知事に折角提言をいただいても、例えば予算を伴うものであったりすると秋から予算の議論を始めると翌々年度になってしまいますので、タイムラグがありすぎることとなります。提言の時期を見直せば若干予算編成までのタイムラグを縮小できるので、提言の時期を春にしてはどうかと思っております。ただ提言時期を半年ずらすことで、1年半で提言をまとめるのは難しいので、次回の10期の方には今まで2年のサイクルでお願いしてきたものを、10期に限っては2年半程度の時間をかけてやっていただきたいと思います、と思っております。「2」の委員の

資格でございますが、前回もご相談させていただいた帰化をした方について、現状は難民で帰化された方は対象ですが、それ以外で帰化された方は対象外としております。外国籍県民かながわ会議の方達にも意見を聞きました。完全に意見が割れて中々変更するのは難しいという状況になりまして、とりあえず10期はこれまで通り難民で帰化された方は対象ですが、それ以外の方は対象外と従前の取扱いで募集をかけさせていただきたいと思っております。「3」の選考委員会についてですが、これも通例この懇話会から4名の方と一般の委員の方2名で外国籍県民かながわ会議の委員を選考するということになります。今回懇話会からは、大橋会長、山中副会長、塩原委員、山内委員にお願いしたいと考えています。一般の委員として大橋会長からご推薦いただきました宇井様と前回に引き続き崔様にお願いしたいと思っております。この事務局の案につきまして、ご了承いただければ裏面にスケジュールがありますが、8月の前半から募集を開始して11月頃に選考委員会を実施したいと思っております。説明は以上でございます。

(大橋会長)

ただいま説明を受けて、質問やご意見はございますか。

(山内委員)

提言の提出時期を変更するというのはよくわかったのですが、10期は半年休止してその後募集をして2年の任期で回すというのはいかなるのでしょうか。

(事務局)

2年半だとか負担が多いので、そういうことも考えたのですが、我々としては外国籍県民かながわ会議の委員が何名かいらっしやって、何か施策を考えている時にやはり外国籍の方にご意見をいただきたいと、そういった場面が生じた時に間を空けずにご意見をいただける方がいたほうがよかろうと、空白の半年間が無いほうが良いということで今回は2年半の任期でお願いしたいということになりました。

(山内委員)

分かりました。

(大橋会長)

いかがでしょうか。私が推薦させていただいた宇井さんは、永くアジア保健研修所という愛知県のNGOで参加型開発をやっておられた方で、今は神奈川県に定住されました。50代の方ですがこのようなことはよくお分かりの方だと思います。推薦をさせていただきました。何かございますでしょうか。人選についてはいかがでしょうか。

(坪谷委員)

委員資格について、外国籍県民かながわ会議では意見が割れたということですがけれども、反対意見の理由というのはどういうものだったのでしょうか。

(事務局)

外国籍で日本国籍を取っていない人と、日本国籍を取っている人では、立場が違うと考え方も全く違って来るだとか、またその心を持ち続ける、同じ外国籍を持ち続ける、それを維持し続けるのは難しいのではないかと、行政サービスに対しても日本人、外国人、在留資格をとっても違って来るので難しい。またそれを担保する仕組みを入れないといけませんが、そんなことをするのなら始めから対象としないほうが良いとか、外国籍県民を入れるのであれば、会議そのものの名前を変えるべきだとか、名前を変えるなら県は外国籍の人の意見を聞かなくてもよいという考え方になるのではないかと意見があった一方で、難民出身の帰化された方には、日本で長年暮らした知識や経験を活かすので入れたほうが良いのではないかと、応募用紙に何らかの形に書いてもらえば良いのではないかと意見がありました。今でも応募用紙にはご自由にご記入くださいという欄がありますが、ただその線を引きするのも難しいということで、長年の課題になっていた。ということで、会議では難民出身の帰化された方と外国籍の方の意見が真っ二つになってしまったので現行通りとなっております。

(大橋会長)

この点についてはいかがですか。ご質問ご意見ありませんか。では確認をとっていきます。選考委員の人選についてはいいですか。

(一同)

異議なし。

(大橋会長)

募集条件についてはいかがですか。

(一同)

異議なし。

(大橋会長)

ありがとうございます。それでは修正無しという形で、この議題についてはこの程度として、事務局においては議論としていくつかの点が出たことを意識をして、引き続き改選に向けて手続きを進めていただきます。

以上をもって本日の議題を全て終了しました。進行を事務局にお戻し致します。

(国際課長)

本日は大変貴重なご意見をいただきまして、有り難うございました。いただいたご意見は、この後、指針の改定作業日において反映させ、議会も9月にございますので、そちらへの報告、そしてパブリックコメントをその後行うという形でスケジュールを進めさせていただきます。また、パブリックコメントが終わりましたら、来年の成案の作成段階においても、委員の皆様のご意見を賜り、より良いものを作って参りたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い致します。次回は10月から11月頃に開催を予定させていただいております。事務局より別途連絡をさせていただきますので、日程調整などについてご協力をお願いします。本日の懇話会についてはお忙しいところ、ご出席いただきありがとうございました。

(終了)